

所属学部：国際文化学部

学籍番号：17G1223

氏名：長谷川 凜

指導教員：鈴木 靖

2020 年度法政大学国際文化学部卒業論文

“多文化主義国家・韓国”への道のり

～同胞・中国朝鮮族との共生は可能か～

目次

目次.....	1
第一章 序論.....	2
第二章 韓国社会における中国朝鮮族.....	5
第一節 韓国社会での生活体験.....	5
第二節 朝鮮族受け入れ体制の変遷.....	8
第三章 単一民族国家概念の克服.....	11
第四章 多文化主義政策.....	13
第一節 在韓外国人処遇基本法.....	13
第二節 多文化家族支援政策.....	15
第五章 同民族の共生に向けて 今後の課題.....	20
参考文献.....	23

第一章 序論

現在、韓国社会では女性差別問題を中心に多様性を尊重する社会作りが盛んである。昨年、Facebookにて、文在寅大統領は“日常で一緒に生きていくために”というタイトルを用いて、「誰にでも共同体の中で自己の役割がある。人権を尊重し、多様性の価値を認めると社会が明らかにより豊かになる。」と障害等級制廃止について述べた。

多様性を尊重する社会作りを始めたのは、2006年頃。多文化政策を宣言した盧武鉉大統領は、2006年の政府内会議で「混血者及び移住者社会統合支援方案」と「結婚移民者社会統合案」の二つの政策を採択した。2007年に「在韓外国人処遇基本法」、2008年には「多文化家族支援法」など多文化政策の中軸となる法律が施行され、それに続いて政府や地方自治体、市民団体が協力し、在韓外国人との共生に向けた様々な施策が実施されるようになった。そして、盧武鉉大統領に続く李明博政権は移民への対応を政治アジェンダとして焦点化し多文化政策を進めていった。2013年に誕生した朴槿恵政権では、発足後まもなく起きたセウォル号沈没事故やMERS コロナウイルスによって、体系的な多文化政策を試みる状況ではなかったが、大統領選挙時に在韓外国人政策に関する公約を掲げている。

近年ではさらに性差別や性的マイノリティー差別問題の解決に向けた運動が盛んに起きているなど、多様性を認める社会へと変化が進んでいるが、韓国社会には潜む課題がある。その一つが、同胞・中国朝鮮族との共生である。2019年中国から韓国へ移動する朝鮮族は、70万人を超えた。韓国国内で朝鮮族を見ることは今や馴染みのないことではない。食堂の従業員やサウナのカウンターなどの単純労働者だけでなく、大学や一般企業などでも見ることが出来るほど多くなり、またKPOPアイドルグループのメンバーとして芸能活動を行う者もいる。1990年代以降、着実に韓国に入ってきた朝鮮族は、現在の国内滞在外国人の中で最も高い割合を占め、特にソウル永登浦区大林洞や京畿道安山市などは、代表的な朝鮮族集住地域として知られている。しかし、韓国社会には朝鮮族への冷たい視線が存在する。朝鮮族を不法滞在者、犯罪者集団として扱い、朝鮮族集住地域を「犯罪の巣窟」と呼ぶこともある。テレビや映画の中でそうした否定的な代名詞が視覚的に描かれ、朝鮮族への偏見・差別要因の一つになっている。韓国の多文化政策によって現在は改善されてきているが、同じ民族でありながら共生することが課題となっている。それは、韓国に住む朝鮮族のアイデンティティを混乱させる要因ともなっている。

韓国の動画配信サービス Dingo の「お別れタクシー」というプログラムに、一人の若い朝鮮族女性が出演した¹。タクシーに乗り、お客様であるゲストが経験した別れの話をも、作

¹ 「[お別れタクシー]第7話 朝鮮族だから別れた話 ([이별택시] ep07 조선족이어서 이별한 이야기)」 (Dingo 2018年4月11日公開)

詞家であるキム・イナが運転手として聞き、励ますという趣旨の企画だ。そこで朝鮮族の女性が話した別れ話は、交際していた韓国人彼氏との話だ。彼女は韓国に来てから、初めは通訳の仕事をしていたが、実力に限界を感じて入った NGO で、韓国人の彼と出会った。彼にアプローチされたが、韓国に来て自尊心が低い状態になっていたために断ってしまった。その理由を彼女はこう述べている。

「韓国に来る前までは、祖父母がここ（韓国）で暮らしていたから、みんな韓民族で同じ人だと思っていたんですが、住んでみたらそうではなかったんです。親切だった人が、私が朝鮮族だと知ったら、『お前はチャンケ²なのか？違うなら、介護犬³か？』『朝鮮族は長期密売犯だ』と言う。そういう言葉をたくさん耳にするから、韓国に来たことは正しいのか？と思ったんです。それで自尊心を失ってしまったんです。」

しかし、彼に朝鮮族であることを打ち明けると、彼は差別することなく、むしろ「ありがとう」と言った。二人は交際を始め、問題なく良い関係にあったのだが、あるとき、彼が親に、彼女が朝鮮族であることを告げると、「お願いだから、正常な韓国人と付き合いなさい。」と言われ、別れざるを得なくなってしまったという。

この動画のコメント欄には朝鮮族への否定的なコメントが多く見受けられた。「朝鮮族は中国人。韓国に住む中国人は早く中国へ帰ってください。」というコメントが多く、他には「朝鮮族のイメージを私たちが変えなきゃいけないの？否定的なイメージをなくすには 20 年以上かかる。」「朝鮮族が韓国語を使うこと自体嫌い。見苦しい。」「必要な時だけ同胞」「朝鮮族イメージ変革、失敗」などたくさんの悪質な書き込みが存在した。朝鮮族に対する認識が極めて否定的であることは、SNS が日常的に使用される現在、インターネット上でより目にすることができる。2018 年 10 月 14 日に起きたソウル江西区ネットカフェ殺人事件では、犯人は韓国人であったことが後に発表されたが、犯人のネットゲーム上の名前が漢字であることや、話し方がどもりがちであったと言う点をもとに、SNS 上では「犯人は朝鮮族だ」という噂が急速に広がっていた。⁴ 韓国で残酷な事件があるたびに、朝鮮族が犯人であるという噂が広まる。この否定的な見方が広がる背景には、近年、朝鮮族が実際に起こした凶悪事件がある。2012 年、2014 年に水原市で朝鮮族によって女性の遺体をバラバラにする殺人事件、2017 年に大林駅で朝鮮族が刃物を振り回す事件が起こった。しかし、すべ

<https://www.facebook.com/dingo.officialpage.kr/videos/1561916603926573/>

² 「チャンケ (쌍꺼)」は中国人を蔑む嫌悪表現として使用される。

³ 低賃金で働く介護人には朝鮮族が多い。犬を人に対して言う場合、見下すニュアンスとなり、悪口の比喩表現として使用される。

⁴ 「韓国人キム・ソンス、“朝鮮族”の噂、なぜ広まったのか？“朝鮮族フォビア”悲しい自画像 (한국인 김성수, ‘조선족’ 소문 왜 돌았나?... ‘조선족 포비아’ 슬픈 자화상)」(東亜日報 2018 年 10 月 22 日)

での朝鮮族を「潜在的な犯罪者」扱いをすることは単なる偏見・差別である。2016 年度に韓国警察庁が発表した犯罪統計によれば、朝鮮族を含む在韓中国人の犯罪検挙者数は 22,567 人と、外国人犯罪検挙者数の半数以上を占めるが、これを 10 万人当たりの犯罪検挙者数で見ると、韓国人が 3,495 人であるのに対し、在韓中国人は 2,220 人と少なく、他の在韓外国人と比較してもその順位は 9 番目と低い。⁵

なぜ、同じ民族でありながらも共生することが難しく、差別対象になってしまうのだろうか。現在まで韓国社会は、単一民族国家の概念を克服するために多文化主義へと変化し、多様性を尊重する社会に向けて努力を続けているが、マイノリティーへの偏見や差別が未だに消えない。多文化主義の国家に近づくには、まず韓国内の最大の外国人集団であり、同じ民族で同じ言語を共有する、中国朝鮮族に注目し、向き合っていくべきだろう。しかし、民族と言語以外に感じる、何かが違う、その違和感を受け入れることが難しく、朝鮮族との共生は韓国社会の多文化化の最大の難題と思われる。

本稿では、まず韓国に住む朝鮮族の生活体験と現状を述べる。そして、韓国における中国朝鮮族の受け入れ体制の変遷、これまでに行なわれてきた多文化主義政策を紹介する。最後に、韓国に住む朝鮮族の現状と照らし合わせて、朝鮮族と韓国人の共生する社会に向けた課題を見出し、これからどのように対応していくべきなのかを考察したい。

⁵ 「[デジタルストーリー]韓国内の中国犯罪率は実際に高いのだろうか ([디지털스토리] 한국내 중국인 범죄율 실제로 높은 걸까)」(聯合ニュース 2017 年 9 月 14 日)

第二章 韓国社会における中国朝鮮族

第一節 韓国社会での生活体験

中国朝鮮族は中国の少数民族で、19世紀中葉～1940年代にかけて、朝鮮半島の自然災害、日本による朝鮮半島植民地化等の影響で、朝鮮半島から一部の移民が東北部（旧満州地域）に移住したことによって形成された。第二次世界大戦の終結後、韓国と北朝鮮にはそれぞれ新政権が設立され、戦前やむを得ず、満州に渡った移民の中でおよそ70万人が朝鮮半島に引上げ、一方100万人余りが中国に残ることとなった。主に東北地方（黒竜江省・吉林省・遼寧省）に居住し、吉林省延辺には朝鮮族自治州が設けられている。

1980年代まで、漢民族と比べても高い学歴水準や経済的安定を確保していた。中国朝鮮族は、日常的に朝鮮語を使用し、朝鮮族同士で通婚し、学校教育も朝鮮語で行ってきた。こうして、中国内で独自の民族文化・民族社会を維持してきた。しかし、1978年に中国政府が打ち出した改革開放政策によって、朝鮮族農民たちは中国の都市部へ移動し、加えて1990年代以降のグローバリゼーションと市場経済化の中で、中国東北地方は経済発展から取り残され、経済的苦境に陥り、1992年の中韓国交樹立に伴って、韓国への出稼ぎが始まった。1980年代末の韓国はソウル周辺で第一次新都市の建設が始まっており、多くの建設労働者を必要としていた。そうした建設労働者への莫大な需要は、同じ言語を話す安価な労働者として朝鮮族の入国を促した。また、出稼ぎに加えて、経済的苦境に伴い、将来に危機感を持ち、更なるキャリアアップを求めた学生も韓国へ渡ったが、韓国側も地方の大学の学生不足を解消するために留学生を積極的に受け入れていた。そうして、中国朝鮮族は韓国にとって外国人労働力・留学の最大の供給源となったのである。⁶ 2020年5月の調査⁷によると在韓中国朝鮮族は49万500人（15歳以上）。2019年から1万6000人減ったものの、帰化・永住者を含めると70万人を超え、これは中国朝鮮族の人口の39%にもなる。

出稼ぎと留学は、中国朝鮮族の故国とされる韓国への、朝鮮語を文化資本とした移動であるという点で共通である。韓国には、言葉が通じる最大の都市という労働市場の大きさと、最大の朝鮮族コミュニティが存在するという生活上の利便性がある。韓国に渡った朝鮮族は、韓国人との交わりは少なく、朝鮮族の知人や親戚、新たに出会った朝鮮族の友人

⁶ 金明姫、浅野慎一「韓国における中国朝鮮族の生活と社会意識」（神戸大学大学院人間発達環境学研究所 研究紀要第6巻第1号, 2012年）

⁷ 韓国統計庁, 法務部「2020年移民者滞在実態及び雇用調査結果」

と過ごしている。朝鮮族同士が集まり、コミュニティを形成し、韓国で独特な集団を形成しているが、代表的な街はソウル市永登浦区、その中でも大林駅周辺は韓国内最大の朝鮮族集住地域として知られている。1990年代までには、朝鮮族の多くが九老工業団地のある九老区に居住していたが、2000年代に入り、九老区の開発が進み、住居費が上がることになると、彼らの多くは交通も便利で公団からも近い永登浦区に移住した。特に中央市場が位置する大林2洞は、住民全体の半分程度が朝鮮族同胞であると知られており、最近10年間で韓国人が運営していた店舗が店を閉めると、そこに朝鮮族向けの店が入ってくるという入れ替えの過程が繰り返され、今は韓国人向けの店を開いても十分な利益を得ることが出来ず、やめざるを得なくなる構造となっている。永登浦区の掲示板や看板には、中韓両言語が用いられていることが多いが、中国語のみの場合も少なくない。また、店舗名には延辺や北京など中国の地名も使われていた。大林駅のすぐ近くには、職業紹介所が何ヶ所もあり、その窓に大きく「工場、農場、溶接、建設現場、家政婦、看病、モーター」などの文字が書かれており、朝鮮族の労働者たちが主にどのような職種で働いているのかがよく見えてくる。⁸

中国朝鮮族は、韓国社会へ移住してきた外国人労働者の中で最大の集団であるが、後進国から来た同胞でありながら、韓国で最下層の産業に従事させられるなど不平等構造におかれている。出稼ぎ者はもともとリストラされた労働者、または農民・無職者であり、貧困層であった者が多く、彼らは韓国で非熟練労働者として働くことになる。彼らは職場での被差別体験が多く、韓国人との賃金の格差があり、また、きつい仕事をまわされる。このような労働現場から離脱した外国人労働者が不法滞在者となっており、その数は再び増加し始めている。また、不法就労のため、長時間労働や賃金の不払いなどの問題を訴えることが出来ないという。合法的な雇用をあきらめた彼らは、故国で暮らす家族を支えるため、韓国内のどこかで、人権侵害に耐えながらも、不法就労者として働き続けることを選択せざるを得ない状況にある。⁹

韓国社会に広がる偏見・差別は朝鮮族特有の訛りに向けられることが多く、訛りを直そうと努力しても朝鮮族への視線は今も冷ややかである。京畿道富川市に住む中国朝鮮族のキム某さんは、大学卒業を控えソウルの言葉を学んでいた。デザイン関連の勉強をしているキムさんは関連業界での就職を夢見ているが、朝鮮族特有の訛りが障害になることを懸念してソウル語を学んでいるという。彼は「私より先に来た先輩も韓国で大学を卒業したが、最終的に就職出来ず、飲食店を始めた。」とし、「話し方だけでも変えたら、役に立つのではと考えた。」と語っている。ソウル龍山区のサウナでカウンターの仕事をしている

⁸ 金兌恩「韓国の多文化化と中国朝鮮族：ソウル・大林洞におけるフィールドノート」（立教大学応用社会学研究第60号，2018年）

⁹ 前掲注6，p.5.

朝鮮族女性のキム某さんは、夜間の仕事がひときわ手に余るという。それは、飲酒者は入場が不可能であるにもかかわらず、無理を言う一部の迷惑な酔客のせいだ。入場が不可能であることを何度か伝えると、結果返ってくる言葉は「チャンケ」や「犯罪者集団」などの暴言だという。キムさんは「普段、私たちの話し方を聞いて、蔑視する人が多い。」とし、「訛りを直して、変わることもあるのならば、そうでもしたい。」と語ったという。¹⁰

韓国社会で朝鮮族が感じる偏見・差別は、現実社会だけではなく、韓国映画に描かれている朝鮮族の姿からも見ることができる。2017年8月28日公開の映画『青年警察（ミッドナイト・ランナー）』の中で、朝鮮族が臓器売買を行う犯罪集団として、また大林洞が犯罪の巣窟として、表現されているため、朝鮮族団体は上映中止と精神的被害の補償、公式謝罪を要求した。¹¹ 韓国人による朝鮮族への偏見や差別は、韓国映画の中で描かれる否定的な朝鮮族のイメージが大きく影響している。映画の中で朝鮮族は、暴力団や詐欺グループ、不法滞在者、殺人者などの否定的な代名詞が植え付けられ、2010年代に入ると、犯罪映画の中で罪と不法のシンボルとなっている。このような韓国映画に写る朝鮮族の否定的なイメージが韓国社会に与える影響は大きい。映画は、直接文字やメッセージで伝えるのではなく、視覚や聴覚を用いた感覚から経験を観客に伝えるため、文学作品や他の媒体よりもイメージや想像力を強く植え付けてしまうからだ。朝鮮族が犯罪映画において侮辱される原因は、韓国社会の空間と歴史から知ることが出来るという。単一民族で「韓国＝韓国人＝民族」という意識による排他的な認識、植民地を経て根付いた脱アジア的で欧米優越主義的な世界観、貧困だった植民地時代の記憶を振り返りたくないという論理から貧しい朝鮮族の不要論、視聴率を上げたいがために否定的な面を大きく扱い、誇張して報道する韓国メディアの姿勢とも関連している。¹²

同じ民族であり、同じ言語を使用するが、その他に共通点はなく、文化やイデオロギーの違い、特有の訛りが存在する。単一民族国家という意識の強い韓国社会にとってたとえ同じ民族・言語であれど、朝鮮族は外国人であり、彼らに排他的な認識を持つてしまう。その認識から生まれた韓国映画内での朝鮮族の否定的なイメージが、韓国人が持つ朝鮮族への偏見をより決定的なものにし、差別意識に繋がる要因の一つと考えられる。「韓国人が朝鮮族を民族として捉えようとする際、朝鮮族が持つ、異質感を排除し、差別している。それから、朝鮮族は韓国人と出会い、差別される経験を通して、韓国人と同胞であるということより、自分たちが『中国人』であったことを確認していく」¹³という。

¹⁰ 「“話し方直そうとしても努力しても”…朝鮮族に向けた視線は“冷たい”（“말투 고치려 노력해보도”…조선족 향한 시선은 여전히 ‘싸늘’）」（東亜日報 2018年10月21日）

¹¹ 「在韓中国朝鮮族、映画『青年警察』の上映禁止を要求」（吉林新聞 2017年8月30日、朝鮮族ネット <http://www.searchnavi.com/~hp/chosenzoku/news16/170830.htm> 最終閲覧日：2021年1月17日）

¹² 「[大林コラム]韓国映画に再現された朝鮮族を話す（[대림칼럼] 한국영화에 재현된 조선족을 말하다）」（黒竜江新聞 2019年4月16日）

¹³ 高鮮徹「中国朝鮮族のグローバルな移動と韓国人、脱北者の関係」（文教大学言語と文化第24号、

第二節 朝鮮族受け入れ体制の変遷

すでに朝鮮族による韓国への移住が始まって 30 年が経過しており、現在韓国内の法的地位が変化し、職種の多様化や韓国社会への定住化も進んでいる。初期は親戚訪問ビザで入国し、超過滞在で働く出稼ぎ者が多く、その後、偽装結婚、研修・労務・短期旅行、偽造パスポートによる商務・旅行等、入国方法は多様化した。その結果、これまで朝鮮族は不法就労者集団であったが、韓国の在外同胞関連政策と外国人労働者関連政策によって、朝鮮族の不法滞在者は未だに一定数いるものの、政策以前よりは大幅に減少した。韓国政府によって行われてきた外国人労働者の受け入れ体制の変遷を、主に朝鮮族に焦点を当てて見ていこう。

1970 年代半ばまでは労働力の送り出し国であった韓国は、急速な経済成長と教育水準の向上を背景に、当時の中小企業、特に非熟練分野で人手不足が深刻化し、中小企業界は外国人労働力の流入を強く訴えたことから、韓国政府は研修という名目で外国人を受け入れることになった。それが、日本の技能研修・技能実習制度を参考に 1991 年に導入された産業技術研修制度である。これは、海外の子会社で雇用した外国人を韓国で研修させた後、再び投資先で雇用する制度であり、1993 年に産業研修制度へ改正された。改正により、300 人以下の中小企業は外国人を 1 年間研修生として就労させることができるようになった。海外へ投資していない中小企業も対象となる。その後、2000 年に産業研修制度で就労した研修生に対し、労働者としての就労資格を与える、研修就業制度が導入された。研修期間は 2 年、就労期間は 1 年で合法的な就労を可能にした¹⁴。こうして、韓国は労働力受け入れ国に転じた。しかし、これらの研修制度を導入したものの、必要な労働力を確保できないばかりでなく、研修生を非熟練労働者として低賃金で雇用するための抜け道として利用され、その結果、不法滞在者が増加し、また外国人労働者に対する賃金不払いや人権侵害などが社会問題になった。こうした社会問題を解決するべく、当時盛んであった民主化運動の一環として、外国人の人権保護に関心が集まっていたことに加え、外国人の人権保護関連の政策を公約に掲げていた盧武鉉氏が大統領に当選したことから、韓国では外国人労働者の受け入れ体制の抜本的な改革が推進されていった。

2003 年、研修期間なしに外国人を 3 年間正規労働者として就労することを許可する雇用許可制の根拠法となった、外国人雇用法が制定された。不法滞在者が滞在資格や合法就労の許可を得ることが出来るようになった。そして、2004 年に雇用許可制が実施され、企業は業種や人数を限定しながらも合法的に外国人の非熟練労働者を雇用することが可能に

2012 年)

¹⁴ 2002 年に研修期間 1 年、就労期間 2 年に改正。また 2004 年の雇用許可制の導入に併せて同制度が廃止されることとなり、2006 年に経過措置終了後、雇用許可制度と完全に統廃合された。

なった。雇用許可制には「一般雇用許可制」と「特例雇用許可制」の2種類がある。「一般」は一般の外国人を対象としたものである。これに対し、中国や旧ソ連地域の国籍を持つ朝鮮族を対象としたものが「特例」である。「特例」による雇用許可制は、2002年に就業管理制度が導入されたことに始まっており、これは、朝鮮族に飲食業、ビル清掃、社会福祉、清掃関連サービス、介護、家事分野での就業を認めたものである。導入当初はこの6業種に限定されていたが、2004年に導入された雇用許可制度に統廃合されてからは、特例雇用許可制として実施されている。2004年以降、就業可能な業種が徐々に拡大されていき、2004年に建設業、2005年に製造業、農畜産業、漁業が追加された。2007年には、訪問就業制が実施され、これにより25歳以上の朝鮮族に韓国で就業活動ができる訪問就業という在留資格が付与されるようになった。就業可能な業種は38業種となり、また就業手続きも簡素になった。そして、2010年には、家事サービスへ参入した。韓国社会の高齢化と女性の社会進出を背景に、訪問就業ビザを取得していなくても、朝鮮族に限り、社会福祉サービス、家政婦、看護、ベビーシッターの4業種については就業できるように規制が緩和された。¹⁵ 加えて、就業許可期間は徐々に延長されており、制度導入当初の3年間から、現在は一時出国を挟めば、最長9年8ヶ月（4年10ヶ月+4年10ヶ月）の就業活動が可能となっている。雇用許可制の導入により、近年の不法滞在率が10～15%程度で推移しており、産業研修制度時の60～70%の不法滞在率から大幅に減少している。¹⁶

在留資格制度の緩和の下で、職種が多様化した朝鮮族は安定した身分で働くことが出来るようになり、移住の要因にも変化が見られ、韓国社会への定住化も進んだ。2000年当初壮年層の出稼ぎのみの移住であったが、現在は20代の若者も渡航可能な制度であるため、渡航者の子供も早くから韓国で教育を受けることができるようになった。また60代以上で身体的に就業できない老人も家族と一緒に韓国で生活しており、老年層・幼年層も滞在し、家族ごとの移住が見られるようになった。1990年代の韓国への移住は、経済的不安定による単なる金銭的な理由であったが、近年の移住は、就業・就学のチャンス、生活水準向上、環境・衛生面などの非経済的要因が絡み合っている。自らの生活・将来に上昇志向を持ち、韓国へ渡った留学生は、語学を生かした通訳や講師などの専門的なアルバイトに就けるため、良好な労働条件の下にあり、職場での差別体験も少ない。韓国での労働環境も全体的には安定しており、賃金も上昇し、個人事業主となって、雇用労働以上の所得を得る者もいる。これによって住宅環境も条件の良い通常の全借住宅を借りて定住する人が増えつつある。一部の国籍取得者や永住権者は自営業を営み、マンションを購入するなど生活基盤を整備して、韓国でより安定した生活をしようとする動きが強い。しかし、この定住者（及び準定住者）と帰国者（準帰国者）を除くおよそ半数が依然として出稼ぎ

¹⁵ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「主要国の外国人労働者受け入れ動向・韓国」2015年1月（最終閲覧日：2021年1月17日）

¹⁶ 野村敦子「第9章韓国における外国人材政策－共生社会に向け試行錯誤する取り組み－」（JRIレビュー Vol.10, No.71, 2019年）

状態にあり、未だに就業先は 3D 産業¹⁷である。¹⁸

韓国では外国人労働者受け入れを積極的に行ったため、外国人の流入が増加し、また、労働力確保のための政策であったのだが、現在では定住化も進んでいる。外国人労働者に加えて、2000 年代から国際結婚が流行し、結婚移民が増加した。こうした外国人急増の結果、移民や国際結婚で生まれた子孫が、人権侵害や差別・偏見の被害を受けるなどの社会問題が生じた。単一民族国家の意識が強い韓国は社会問題を解決するために、その意識の変化と多様性を尊重する統合政策が必要となり、2006 年頃から積極的に多文化主義を掲げ、努力を続けている。

¹⁷ 日本でいう 3K（きつい、汚い、危険）産業のこと。

¹⁸ 李雪蓮「中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化：韓国への移動を中心に[全文の要約]」（北海道大学博士(農学)甲第 13268 号，2018 年）

第三章 単一民族国家概念の克服

2007年8月、国連人種差別撤廃委員会（CERD）は韓国に対して、単一民族国家の概念を克服すべきだと勧告した。委員会は、民族の単一性を強調することは韓国に住む異なる民族・国家グループ間の理解と寛容の妨げになると懸念を表明し、「純血血統」「混血」などの用語とそこに込められている人種的優位性の観念が、依然として韓国社会に広く根付いていることを留意するとした。そして、人種差別の定義を条約の関連規定に合わせ、憲法や法律に含めること、外国人に対するいかなる差別も禁止するほか、他民族や外国人が条約に明示されている権利を同等に効果的に享受できるよう関連法の制定を含む追加的な措置を取ることを求めた。¹⁹ 韓国は、外国人労働者への人権侵害や結婚移民に対する社会的不寛容は人種差別であるとして、国連からたびたび名指しで批判され、国際的イメージに大きな打撃を受けた。唯一の単一民族国家と自称していた韓国は社会の多様性を認め、強いナショナリズムの内実を変化させることが必要となった。

韓国は「われわれ」意識が強く、韓国語の「Uri」という言葉がよく使用される。「Uri」とは「私たち」という意味であるが、韓国人は国のことを「私たちの国」、家族のことを「私たちの家族」と言う。学校や会社、家、お母さん等の言葉の前にも「私たち」という言葉を付ける。この「Uri」文化は団体・仲間意識が強い反面、敵対心が強く、他人だと認識すると排除する傾向があり、これは単一民族国家であるという意識の表れだろう。では、「われわれ」意識の強い韓国社会が、他民族や外国人を理解し尊重するために、どのようにして単一民族国家の概念克服に努め、多文化政策を進めてきたのだろうか。

韓国において多文化政策が大きく転換したのは、2003年に誕生した盧武鉉政権時である。盧武鉉大統領は、2006年の政府内会議で「韓国が多人種・多文化社会に移行することは、すでに逆戻りできず」「多文化政策を通じて移住者を統合しようとする努力をしなければならない」と宣言し、「混血者及び移住者社会統合支援方案」と「結婚移民者社会統合案」の二つの政策を採択した。こうした一連の多文化政策は、単一民族国家の意識から韓国国民を覚醒させ、多様性を原理とする新しい社会作りに目を向けさせる上で画期的な作用を及ぼしたという。2007年に「在韓外国人処遇基本法」、2008年には「多文化家族支援法」など多文化政策の中軸となる法律が施行され、それに続いて政府や地方自治体、市民団体が協力し、在韓外国人との共生に向けた様々な施策が実施されるようになった。こうした外国人の社会統合政策と並行して、“単一民族国家”意識を改めようとする動きも行われた。教育人的資源部は、これまでの「単一民族の優秀性を教育する」など民族中心

¹⁹ 『単一民族国家の概念克服を』国連が韓国に勧告」（聯合ニュース 2007年8月19日）

主義的教育環境を変えるよう提言した。これにより、2007年から初等中等教育課程での教科書に「多人種・多文化」社会であることを認め、差別・偏見等について具体的に記述し、多文化教育の要素が多く含まれた内容に改訂した。また2007年7月には、大韓民国国旗法施行令の改正により、「国旗に対する誓い」の文言から“民族”という文字が消えた。これまでは、「私は誇らしい太極旗の前に、祖国と民族の限りない栄光のために」であったが、「私は誇らしい太極旗の前に、自由かつ正義のある大韓民国の限りない栄光のために」に変更された。²⁰

そして、盧武鉉大統領に続く、2008年に成立した李明博政権は、多文化主義を前面に掲げた政策を打ち出して、移民への対応を政治アジェンダとして焦点化した。このころから、一見して人種の異なる子供たちが登場して「多文化・韓国」を掲げた政府キャンペーンCFが放送されるようになった。2012年4月の総選挙の際、与党セヌリ党が比例名簿の上位に韓国人男性と結婚してフィリピンから帰化したイ・ジャスミンを搭載し、初の移民女性国会議員が誕生したのは画期的であった。イ・ジャスミンは多文化政策推進の象徴として抜擢され、同年12月の大統領選挙で「多文化・韓国」を推進する与党・朴槿恵候補の応援にもしばしば登場した。朴槿恵候補陣営は、選挙対策として「国民大統合」を掲げる委員会を設立、副委員長に「青い目の韓国人」イン・ヨハンを任命した。イン・ヨハンは、2011年の国籍法改正で導入された二重国籍制度²¹によって、アメリカ市民権を保持したまま韓国籍が認められ、新たな時代の韓国人となった。²²

²⁰ 白井京「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」（国立国会図書館調査及び立法考査局）外国の立法第235号，2008年3月）

²¹ 優秀な人材確保のため、外国人を元の国籍を保持したまま韓国籍を与える制度のこと。

²² 新興国の政治と経済 GRIPS 磯崎典世「韓国ナショナリズムの行方：単一民族国家から多文化主義へ？（1，2）」2014年10月23日（最終閲覧日：2021年1月17日）

第四章 多文化主義政策

韓国では外国人労働者を受け入れると同時に、韓国社会への適応を進めるために、社会統合政策が実施された。本章では、多文化主義を推進していく上で中軸となる「在韓外国人処遇基本法」と「多文化家族支援政策」について紹介したい。

第一節 在韓外国人処遇基本法

2007年5月、在韓外国人処遇基本法が制定され、韓国における外国人政策の基本法となった。制定当時、外国人に対する差別・偏見や排外的な意識が韓国社会に根強くあることが指摘され、韓国へ新しくやってきた外国人は、意思疎通や文化の違い、生活困窮などの様々な問題に直面することが多いといわれていた。これ以上外国人を韓国社会の中の異質な異邦人として放置してはいけないという認識があったが、それに対し、行政レベルでの外国人受け入れ体制や政策が間に合っていなかった。そこで制定を急がれたのが、在韓外国人処遇基本法である。公聴会において示された基本法案は、「在韓外国人の法的地位及び処遇などに関する基本的な事項などを定めることにより、在韓外国人の韓国（地域）社会への早期適応による健康な生活の維持に寄与するとともに、韓国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境を醸成し、韓国の発展と社会統合に寄与すること」を目的としている。主に5つの内容に分けられる。

第1に、外国人政策の策定及び、推進体制についての規定である。法務部長官は、関係する各行政機関の長と協議して5年単位の基本計画を、各行政官庁の長官及び地方自治体はそれに伴う年間施行計画を、それぞれ策定する。国務総理を委員長とする外国人政策委員会を設置し、国益の次元から外国人の出入国・滞在管理及び国籍に付与、在韓外国人の人権擁護、在韓外国人の法的地位及び処遇などに関する外国人政策を審議・調整する。第2に、国家競争力の向上のために専門技能を有する外国人労働者の誘致を支援するための装置を設け、国民と同じ言語・文化を有する在外同胞を優先的に活用するための原則を定めている。第3に、結婚移民者及びその子女、永住権者、難民などの定住外国人に対する不合理な差別を防止し、人権を擁護するため努力するよう義務づけられ、外国人が韓国社会に適応するために必要な教育等の支援を行うことを定めた。国益と社会統合に寄与することができるように韓国語教育、基本素養教育などを実施するとともに、移住した者及びその子の健全な成長のための保育または義務教育などの支援措置を行うとした。第4に、国家イメージ及び人道主義の向上のために、可能な範囲内において政府が外国人に対する人権侵害を予防し、賃金滞り、人身売買被害などを受けた外国人に対する権利救済措置を執るよう義務付けられた。第5に、国民と在韓外国人が共生する環境の醸成について規定している。国民と在韓

外国人がお互いの歴史や文化、制度を理解し、尊重しあえる社会環境のための教育、広報などの措置を執るとともに、毎年5月20日を「世界人の日」に定めた。²³

同法で決められた、外国人政策委員会による5年単位の外国人政策基本計画はこれまでに三度発表されており、第三次外国人政策基本計画は2018年3月に策定された。これまでの10年にわたる基本計画をそれぞれ考察すると、韓国政府の継続的な議論と見直し・改善に試行錯誤する姿勢が見えてくる。第一次基本計画は「韓国人・韓国社会と密接なつながりを持った外国人の韓国社会への適応」に重点が置かれ、極めて限定的であったが、第二次基本計画ではより経済的な観点から「望まれる移民の受け入れと定着」に重点が置かれた。さらに第三次基本計画では、受け入れる側の韓国社会と外国人のWin-Win関係の構築が強調され、外国人の権利や義務にかかわる取り組みの強化など、社会包摂のプロセスにおける不安定要素を縮減することに重点が置かれている。優れた留学生と外国人材の流入に重点を置き、抽象的・宣言のみの人権擁護であった過去の政策から、第三次基本計画では「流入→自立→成長→貢献」の未来志向の政策を推進、また具体的な人権保護制度を設けるなど、受け入れ体制を整備するだけでなく、受け入れた後の韓国社会への統合、外国人の権利に対する認識や政策的な取り組みを行う姿勢を見せた。

同法で進めていくと定められた在韓外国人の教育支援は、2009年より社会統合プログラム(KIIP: Korea Immigration and Integration Program)で実施されている。参加対象者は、韓国に合法的に在留する外国人と韓国国籍を取得した日から3年以内の国民である。この社会統合プログラムは、在韓外国人が韓国で生活するうえで必要となる語学や一般教養を習得することを目的とし、韓国語・韓国文化教育は韓国語能力に応じて5段階(レベル0~4)に分かれて学び、5段階目に設定された韓国社会理解教育では韓国社会の一員として知っておくべき法制度や生活に関する情報を学ぶ。所定の履修時間を受講した履修者に対しては、帰化のための筆記試験や面接の免除、手続き期間の短縮、ポイント制の加点などの優遇措置が付与される。社会統合プログラムが始まった2009年は参加者1,331人、運営機関20カ所であったが、2017年には参加者41,500人、運営機関309カ所にまで増加した。社会統合プログラムは、法務部長官の管理と責任のもとで運営に必要な諸事項が定められ、また効率的な運営のために、社会統合情報網「Soci-Net」と呼ぶサイトを導入し、インターネットを通じた申請受付や各種情報提供を行っている。²⁴

5月20日の「世界人の日(Together Day)」には、毎年法務部によって、社会統合のために努力し成果を上げた個人と団体を表彰する授与式や文化公演を行う、多くの在韓外国人

²³ 申龍徹「多文化共生社会に向けた外国人住民政策の日韓動向:「在韓外国人基本法」の制定を素材に」(自治総研通巻346号, 2007年8月)

²⁴ 前掲注14, p.9.

が集まる記念式イベントが開催され、2020年で13周年を迎えた²⁵。仁川や蔚山など各地でも同様のグローバルフェスティバルが行われ、世界料理大会や世界伝統衣装ショー、グローバルダンス大会、世界伝統文化公演の他、様々な国の文化体験ができるなど参加型プログラムとなっている。また、雇用、教育、滞在、法律相談など外国人の韓国生活を手助けする様々なサービスを提供している地域も少なくない。

第二節 多文化家族支援政策

在韓外国人処遇基本法の制定により、在韓外国人への社会適応支援策を実施する法的根拠を整えた韓国政府は、翌年2008年に結婚移民者と国際結婚家庭の子供への支援策の基盤となる法律として、多文化家族支援法を制定した。在韓外国人処遇基本法では、在韓外国人の早期定着に重点を置く一方、多文化家族支援法はより長期的な視野に立った、外国人の定住化を前提とした政策である。2000年代になると、国際結婚の流行による結婚移民の急増とともに、様々な問題が顕在化した。家父長制的な夫婦関係や家族関係のなかで妻・嫁である外国人女性への虐待や文化摩擦、韓国語によるコミュニケーションがとれない問題、国際結婚によって生まれた子供の教育問題などの問題を解決し、「多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営めることができるようにし、構成員の生活の質向上および社会統合に貢献すること」を目的として制定された。制定当時は、出生時に韓国籍を取得している韓国国民の配偶者として韓国に合法的に居住する結婚移民者と、その間に生まれた韓国籍を有する子供を対象に支援を行い、韓国社会への統合を促すことに焦点があてられていたが、2011年の改正により、韓国籍を後天的に取得した外国人労働者の家族や脱北者の家族にも対象を拡大し、韓国で暮らす他の民族的背景を持つ家族なども支援を受けられるようになった。同法で、国および地方自治体は、多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるような施策を施行するよう義務付けられ、多文化家族に対する差別や偏見を予防する措置、生活情報の提供、教育支援、家族相談や夫婦教育等の平等な家族関係のための措置、DV等の家庭内暴力の被害者に対する保護および支援、産前産後の支援を行うことを定めている。²⁶

国および地域、または民間団体は、多文化家族・外国人支援機関を設置し、同法で義務付けられた、韓国語教育、韓国の伝統や習慣、料理などを学ぶ韓国文化理解教育、各種の相談業務や生活情報の提供、職業教育や就業支援などを行っている。ここでは、タヌリコールセンター（多文化家族総合情報電話センター）、多文化家族支援センター、移住背景を持つ青少年支援財団・ムジゲ（虹）青少年センター、外国人労働者支援センターについて紹介する。

²⁵ 2020年の世界人の日は、新型コロナウイルス感染防止のため、授与式のみ行われた。

²⁶ 岩間暁子「韓国における多文化家族支援の実践—韓国移住女性人権センターとウォルゲ総合社会福祉館の活動を通じて—」（応用社会学研究第58号，2016年）

タヌリコールセンターとは、韓国に住む多文化家族・移住女性を対象とした、多文化家族・移住者の総合生活情報やライフサイクル別の情報、多文化関連情報の提供、トラブルの相談及び緊急支援、生活に関する通訳と三者通話を支援する電話サービスである。13カ国語（韓国語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、クメール語、モンゴル語、ロシア語、日本語、タイ語、ラオ語、ウズベク語、ネパール語）に対応しており、該当国の移住女性専門相談員と母国語で電話相談ができ、相談後は問題が解決できるように関連機関（全国の多文化家族支援センター、DV相談所、性暴力相談所、DV被害者保護施設、警察、弁護士、病院、女性団体、福祉団体、全国病院内のひまわりセンターなど）と連携したサービスを実施している。家庭内暴力（DV）などに代表される重大な人権侵害を受けた移住女性やその子供を対象に、緊急相談および保護が必要な際には、360日24時間利用でき、緊急避難施設の運営（子供同伴可）やソウルと各地域で現地訪問相談サービスも行っている。また、コミュニケーションが上手くとなることが出来ない移住者や多文化家族を対象に、警察や病院、住民センター、銀行、教育機関などの間に入り、通訳を行う三者通話サービスを実施している。

次に、多文化家族支援センターとは、多文化家族が韓国社会で安定して暮らすことが出来るよう支援サービスを行う機関である。支援サービスの内容は、家族・性的平等・人権・社会統合・相談の5つの領域に分かれ、さらに共通必須事業と選択事業に区分される。（図表1）各種の相談業務や生活情報の提供、職業教育や就業支援、結婚移民者のための通訳・翻訳サービスの他、言語や文化の違いに起因する家族間の葛藤を解決し、多文化家族の解体予防や家族関係向上のための集合教育を行っている。例えば、多文化家族の子供を対象に韓国語と母親の母語の二重言語教育を行い、多文化家族の二重言語環境作りを支援している。二重言語環境によって、母親の親族とのコミュニケーションをはかることや、自らのルーツに自信や誇りを持ち、健全なアイデンティティを構築することの重要性や意義も認識される。多文化家族支援センターは、全国に218カ所設置・運営されている代表的な多文化家族を対象としたサービス機関である。

移住背景を持つ青少年支援財団・ムジゲ（虹）青少年センターは、青少年福祉支援法第30条に基づく移住背景を持つ青少年支援センターとして、移住背景を持つ青少年の韓国社会への定着と学習能力、職業能力の向上のための業務を行う非営利財団法人である。同法第30条に基づく移住背景を持つ青少年とは、両親もしくはどちらか一方、または本人が韓国以外の地域で生まれたか、韓国で生まれてから外国で成長した青少年で、韓国社会の中で様々な移住経験を持つ青少年のことである。9歳から24歳の移住背景を持つ青少年を対象に、地域機関と協力して、様々なプログラムを運営している。（図表2）

【図表 1】 多文化家族支援センターの支援サービス内容

	共通必須事業	選択事業（例）
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族の二重言語環境作りプログラム ・多文化家族の学齢期の子どもの入学や入試情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族コミュニケーションプログラム ・家族関係向上プログラム ・結婚と家族の理解 ・家族の意味と役割 ・父親教育 ・親子関係および自負心向上プログラム ・子ども教育プログラム ・親役割教育、子どもの健康に関する指導 ・子どもの生活に関する指導など
性的平等	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者・夫婦教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住女性を対象としたプログラム ・移住女性と韓国人配偶者を対象としたプログラムなど
人権	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化に対する理解教育 ・人権感受性を向上させる教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族関連法律と制度 ・移住民と人権など
社会統合	<ul style="list-style-type: none"> ・就職基礎素養教育 ・セイルセンター（女性再就職センター）に連携 ・セイルセンターで結婚移民者を対象とした職業教育訓練に協力 ・多文化家族による分かち合いボランティア団の素養教育 ・多文化家族による分かち合いボランティア団活動 	<ul style="list-style-type: none"> - ・韓国社会適応教育 ・消費者・経済教育 ・災難安全教育 ・学業支援クラスの運営および連携 ・多文化家族による自助会 ・多文化に対する認識改善 ・結婚移民者向けメンタリングプログラム ・結婚移民者の定着段階別支援パッケージプログラムなど

相談	<ul style="list-style-type: none"> ・家族相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人相談 ・集団相談 ・事例管理 ・危機家族への緊急支援 ・外部相談機関との連携など
----	---	---

〔出典〕多文化家族支援ポータルデータベースをもとに作成

【図表 2】ムジゲ青少年センターによるプロジェクト内容

カスタマイズ型情報サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・移住背景を持つ青少年の在留・定着・教育・就職進路、生活全般に関する情報の案内 ・Rainbow School などの活動プログラムや機関との連携支援 ・進学・進学指導、心理・精神カウンセリングとの連携支援
입국초기 지원교육 Rainbow School
<ul style="list-style-type: none"> ・2019年、ソウル・京畿及び16の市・道地域で26ヶ所を運営（直営及び委託運営） ・中途入国青少年のための韓国語および得意・適正、社会文化、心理プログラム支援 ・全日制、ウィンタースクール、サマースクール、週末や夜間プログラム運営 <p>※委託運営機関により、プログラム運営は異なる場合がある。</p>
進路支援プログラム「ムジゲ Job アラ」「明日をつかもう」
<ul style="list-style-type: none"> ・2019年、ソウル・京畿で5ヶ所を運営(直営及び委託運営) ・「ムジゲ Job アラ」…進路支援が必要な中途入国青少年のための進路探索および設計、職業体験実施 ・「明日をつかもう」…社会進出を希望する移住背景を持つ青少年のための職業実習および素養教育などを含む資格取得課程 <p>(例) バリスタ、メイクアップアーティストなど</p>
統合相談プログラムおよび家族連携プログラム
<ul style="list-style-type: none"> ・オン・オフライン相談および訪問相談実施 ・カスタマイズ型相談および通訳・翻訳相談実施 ・移住背景を持つ青少年の自我尊重感向上のための集団相談“心ルーペ”実施、“Job ルーペ”実施
力をつけるプログラム
<ul style="list-style-type: none"> ・移住背景を持つ青少年の心理・情緒的ケアおよび学習能力向上のためのメンタリング実施 ・移住背景を持つ青少年と韓国の青少年が心で交流する「トン・トン・トン」統合キャンプ実施（2019年8月中旬に2泊3日の日程で実施）
多文化に対する認識改善（多文化感受性向上プログラム）
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年(小学生4～6年生及び中学生全学年)を対象に多文化感受性向上プログラムを実施 ・専門講師を派遣する訪問教育支援

相談およびメンタルケアプロジェクト「多 Talk 茶 Talk」
<ul style="list-style-type: none"> ・移住背景を持つ青少年のメンタルケアおよび治療費支援事業 ・心理治療費 1人当たり 最大 120 万ウォン補助（心理治療費は申請後、審査を経て選定）
チンチン・ムジゲ（親友の虹）プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ・移住背景を持つ青少年などの配慮者層青少年の教育費支援、ボランティア活動実施 ・教育支援費 1人 360 万ウォン支援（教育支援は申請後、審査を経て選定）

〔出典〕 同上

最後に、外国人労働者支援センターについて紹介する。この機関は雇用許可制により入国した非熟練外国人労働者の社会適応を支援するため、労働部の補助金により外国人労働者集住地域を中心に 43 カ所設立されている。無料の韓国語講座やパソコン講座、テコンドー講座の教育事業から、賃金未払いや事業場の変更、出入国・在留資格、詐欺・暴力被害、その他日常生活に関する相談など各国語による相談窓口サービス、文化行事まで行っている。また、韓国語でのコミュニケーションがとれず、病院に行くことができない外国人労働者のために基本的な診療および治療を行う外国人労働者専用の病院を設立・運営している。²⁷

韓国では、在韓外国人処遇基本法と多文化家族支援法の制定を皮切りに設立された支援機関を通じて、様々なプログラムが行われていることが分かる。過去にはソウルに集中していた支援機関も、現在では全国に拡充され、韓国全体に多文化共生を目指し努力する風潮が広まっていると言えるだろう。韓国人の支援活動は、スピード感と情熱にあふれ、一度共鳴すると「何かしてあげる」といういわゆる「支援」にとどまらず、バックアップに徹している²⁸という。そうした国民性が、単一民族国家から多文化社会へ転換するため、政府にとどまらず民間・地方自治団体が試行錯誤を続けていく、そのための原動力の 1 つになっているかもしれない。

²⁷ 多文化家族支援ポータルだ누리「다문화・외국인 지원기관（多文化・外国人支援機関）」2019年4月（最終閲覧日：2021年1月17日）

²⁸ 佐野孝治「韓国における外国人労働者支援システム—インタビュー調査を中心に—」（商学論集第79巻第3号，2010年12月）

第五章 同民族の共生に向けて 今後の課題

多様性を尊重する社会へ生まれ変わろうと 2006 年頃から注力している多文化政策によって、在韓外国人対象の法律や制度が整備されてきた韓国。しかし、冒頭でも紹介したように現在でも中国朝鮮族に対する偏見・差別意識は、減少はしたもののなくなっている。そうした中、2020 年の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、外国人、とりわけこの感染症の発源地とされている中国の人々を中心とした差別の動きが広がった。SNS 上を中心に中国人を蔑む意味の「チャンケ」という嫌悪表現の使用頻度が高くなるなど、中国朝鮮族集住地域の大林洞と中国朝鮮族に対するヘイト発言が相次いだ。飲食店に「中国人出入禁止」と書かれた紙が貼られていたり、中国朝鮮族集住地域への配達を禁止することや朝鮮族の家政婦に辞めることを要求しようとするなど、新型コロナウイルス感染症をきっかけに差別問題が浮き彫りになった。²⁹ では、このなかなか消えることのない偏見・差別を解消し、同胞である中国朝鮮族と韓国人が共生する平和な韓国社会に、もう一歩近づくためにはどのような方法があるだろうか。

I. ガイドラインになりうる差別禁止法の制定

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに中国朝鮮族に向けた差別問題が浮き彫りになった一方、市民団体が移住民・人種差別問題について真剣に向き合うべきだと積極的に声を上げるなど、新型コロナウイルス感染症事態によって差別問題に対する意識が変化している。国家人権委員会による国民認識調査の結果（2020 年 6 月 23 日公開）によると、回答者の 88.5%が差別禁止法制定に賛成すると答え、約一年間で賛成の割合が 15.6%増加した。誰でもなりうる感染症が拡大するコロナ禍で「誰かを嫌悪する視線・行為が結局は自分自身にブーメランになって返ってくると考えた」と回答者の 91.1%が答えた。³⁰ こうした韓国国民の考えの変化に後押しされ、今こそ約 13 年間後回し（差別禁止法は、盧武鉉政権時代の 2007 年に法務部が発議した以来、何度も会期満了で自動廃棄されている。）にされていた差別禁止法の制定を果たすべきである。同法を制定することによって差別に対する基準が作られ、ガイドラインになりうる。同法が制定されていれば、コロナ禍で起きた中国朝鮮族に対するヘイト発言は違法になっただろう。差別に対する基準を設け、差別を違法とする同法は、差別のない社会を作るための基盤となり、またスタート地点となると考える。

II. 多文化政策における教育プログラムの見直し

²⁹ 「食堂の前には『中国人禁止』、SNS には『朝鮮族の家政婦、辞めてもらおうか』（ハンギョレ新聞 2020 年 1 月 29 日）

³⁰ 「人権感覚高めた“新型コロナのパラドックス”…88%が『差別禁止法に賛成』（ハンギョレ新聞 2020 年 6 月 24 日）

多文化政策を推進する中で行われている様々なプログラムの対象は在韓外国人であり、外国人に対して一方的に韓国社会への適応を求める側面が強いと感じる。外国人が韓国社会に適応するために韓国の言語や文化を学ぶプログラムが実施されることは、韓国で安全で安定した生活を過ごすためには重要なことであるが、迎え入れる韓国国民側が偏見・差別意識を克服するために他文化を理解することも同様に重要である。そうした対等な教育が行われなければ、いくら在韓外国人の統合政策を行っても、韓国社会に存在する偏見・差別意識が邪魔をして多文化政策も行き詰まってしまうだろう。韓国の文化を外国人に押しつけるのではなく、多様な背景を持つ人々の文化やアイデンティティを尊重するための意識改善と、そのためのマイノリティーの文化を学ぶ環境が外国人を包摂する韓国社会には必要である。そしてマイノリティーの文化の流入を多様性が拡大していく過程・歩みとして、肯定的に韓国の歴史に組み込むことが出来たら、歴史教育によって外国人に対する排他的な認識を少しでも拭えるのではないか。

III. 多文化家族と外国人労働者支援システムを対等に

韓国では元々労働力確保のため、外国人労働者の受け入れ政策に注力していたが、外国人労働者の定住化と 2000 年代から流行した国際結婚に伴う結婚移民の増加によって、積極的に統合政策にシフトしている。その中でも、移民や国際結婚で生まれた子孫が、人権侵害や差別・偏見の被害を受けるなどの社会問題を解決するために、多文化家族や移住女性が対象となる政策に関心と支援が多く寄せられ、一方外国人労働者に対する関心が薄れ、支援政策に関して軽視されているようだ。2006 年頃から進められてきた多文化政策だが、韓国に住むすべての外国人を包括しているわけではなく、多文化家族やその子どもに対する進展はあるが、外国人労働者たちに対する政策は改善していない。中国朝鮮族の定住者と帰国者以外の半数が未だに出稼ぎ状態であり、就業先が 3D 産業であることから分かるが、依然として、雇用主や韓国人同僚からの不平等な扱いや虐待、賃金格差など劣悪な労働環境が存在する。政策上で軽視されているのは、現実で差別がなくなることはないだろう。まずは、多文化家族支援システムとの間にある格差を埋めて両システムを対等化し、統合性のある政策基盤を整えること、そして特に定住者・帰国者以外の外国人に目を向けて、労働環境改善と就業先の多様化に注力することが必要だと考える。

IV. メディアによる客観的・肯定的な報道

韓国社会に潜む中国朝鮮族に対する偏見・差別意識は法律や制度を整備しただけではなくなならないだろう。政策的な解決の他に考えられる方法として、なかなか克服することが困難なナショナリズムや歴史的な要因とは別の要因として考えられる、中国朝鮮族を否定的に誇張して報道するメディアの見直しが可能だと考える。例えば、映画で描かれる中国朝鮮族の否定的なイメージを韓国国民は、素直に受け取っている。映画に

煽られて偏見・差別意識を加速させてしまっている事実を逆手に取り、中国朝鮮族を肯定的に描く映画を作成して韓国国民に共感を貰いポジティブなイメージに変換する方法である。恨みを一度持ったらとことん嫌悪を示すが、一方共感すればとことん支援したい、助けたいと思う情熱的な気質を持つ韓国人の国民性を考えたら可能なのではないか。中国朝鮮族に限らず、多文化主義国家に変化するためには、韓国社会で大きな影響力を持つ映画において先入観にとらわれず、多様に富んだ内容や多様性を社会の活力として生かす描き方をしていくことが求められる。

単一民族国家の意識が強く、外国人に対して偏見・差別意識を持つ傾向にある韓国社会にとって、この意識を払拭して、外国人と共生していくことは簡単ではないだろう。韓国に住む外国人の中でも最も高い割合を占め、同じ民族である中国朝鮮族との共生は特に重要であり、民族と国籍の矛盾は韓国社会において強い違和感を持つため特に困難である。しかし、そんな難しい状況の中でも少しずつ徐々に多文化に対応しようと、韓国政府や地方自治体、市民団体は様々な支援機関を通して統合プログラムを実施するなど、試行錯誤しながら継続的に努力を続けている。そうした姿勢は、単一民族国家から克服し、“多文化主義国家・韓国”というイメージで捉えられる日も遠くはないことを表しているのではないか。また、同じく単一民族国家と言える日本でも韓国社会の姿勢を見習って、多様性を尊重する社会に変化できることを表しているのではないか。

現代日本は、グローバル化によって日本に在留する外国人は韓国と同様多く、令和元年末 293 万人、外国人労働者は令和元年 10 月末 166 万人と過去最高を記録しており、多様性を尊重する社会作りが必須となっている。しかし、多文化共生政策は外国人が多く住む地域に委ねられているなど、政府レベルの中軸となる政策がなされていないまま、曖昧に進められている。そんな中、2020 年 11 月 28 日に公開された NIKE Japan の CM が話題になった。日本人による在日ハーフに向けた冷ややかな視線や差別意識が描かれ、日本に潜む課題を視覚的に伝えているが、この CM に対する意見には「何が言いたいのか分からない。」「誇張しているフェイク CM だ。」という否定的なものが見受けられた。まず日本社会は、日本全体に存在する多文化共生の様々な課題に気づき、認識することから始めなければならない。そして韓国社会の、課題に正面から向き合いその時に応じた解決策を見出そうとするスピード感や情熱を含んだ姿勢を参考にすべきだろう。また、韓国の多文化政策の課題といえる一方的な視点からの統合政策には批判的に捉えて参考にできたら、より質の高い多文化政策を推し進めることができるのではないか。

参考文献

論文

1. 岩間暁子「韓国における多文化家族支援の実践—韓国移住女性人権センターとウォルゲ総合社会福祉館の活動を通じて—」(応用社会学研究第 58 号, 2016 年)
2. 金兌恩「韓国の多文化化と中国朝鮮族: ソウル・大林洞におけるフィールドノート」(立教大学応用社会学研究第 60 号, 2018 年)
3. 金明姫、浅野慎一「韓国における中国朝鮮族の生活と社会意識」(神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要第 6 巻第 1 号, 2012 年)
4. 高鮮徽「中国朝鮮族のグローバルな移動と韓国人、脱北者の関係」(文教大学言語と文化第 24 号, 2012 年)
5. 孔義植「韓国の在外同胞政策と課題」(日本大学法学会政経研究第 53 巻第 3 号, 研究ノート, 2016 年 12 月)
6. 佐野孝治「韓国における外国人労働者支援システム—インタビュー調査を中心に—」(商学論集第 79 巻第 3 号, 2010 年 12 月)
7. 白井京「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」((国立国会図書館調査及び立法考査局)外国の立法第 235 号, 2008 年 3 月)
8. 同上「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として—」((国立国会図書館調査及び立法考査局)外国の立法第 238 号, 2008 年 12 月)
9. 申龍徹「多文化共生社会に向けた外国人住民政策の日韓動向: 「在韓外国人基本法」の制定を素材に」(自治総研通巻 346 号, 2007 年 8 月)
10. 野村敦子「第 9 章韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み—」(JRI レビュー Vol.10, No.71, 2019 年)
11. 李雪蓮「中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化: 韓国への移動を中心に[全文の要約]」(北海道大学博士(農学)甲第 13268 号, 2018 年)
12. 李善姫「韓国における「多文化主義」の背景と地域社会の対応」(GEMC journal No.5, 2011 年 3 月)

統計ほか

1. 韓国統計庁, 法務部「2020 年移民者滞在実態及び雇用調査結果」
2. 新興国の政治と経済 GRIPS 磯崎典世「韓国ナショナリズムの行方: 単一民族国家から多文化主義へ? (1, 2)」2014 年 10 月 23 日
http://www3.grips.ac.jp/~esp/event/group_e-event (最終閲覧日: 2021 年 1 月 17 日)
3. 多文化家族支援ポータル다누리「다문화·외국인 지원기관 (多文化・外国人支援機関)」2019 年 4 月 <http://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/page/content>

[s.do](#)（最終閲覧日：2021年1月17日）

4. 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「主要国の外国人労働者受け入れ動向・韓国」2015年1月 http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/korea.html（最終閲覧日：2021年1月17日）